　申立書

茨城県福祉部福祉政策課長　殿

　　年　　月　　日

住　　所：

（フリガナ）

氏　　名：

電話番号：

県の機関が発出する処分通知等について、電子情報処理組織により交付することができる処分通知等に係る費用負担等を定める要項第３条第４項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

なお、申し立てする事項について相違ありません。

記

１　電子情報処理組織※を使用する方法により交付される処分通知等を受理することが困難である理由

（該当するものに○で囲むこと）

　（１）処分通知等を受理することができる機器※を有していない又は使用することができない

※パソコン等（スマートフォン及びタブレットを除く）。

　（２）経済的困難により納付する資力がない

　　　（ア）生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第１項各号に掲げる扶助を受けているため

　　　（イ）天災その他の非常災害により損害を受け現に著しく困窮しているため

　　　（ウ）前２号に掲げる場合に準ずると認められるため

　（３）その他

　　　　理由：

２　添付書類

（注）

　※　電子情報処理組織とは、電子計算機（コンピュータ）を指す。

※　上記１の（２）（ア）に該当することを理由する場合にあっては扶助を受けていることを証明する書面を、（イ）又は（ウ）に該当することを理由とする場合にあっては、これらの事実を証明する書面を添付すること。